注意事項

**氏名、名称、地名、番地変更届出書**

１　設置者又は所有者等（所有者、管理者又は占有者等変更に係る権限を有する者）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地）を変更した場合、又は製造所等の名称及び設置（常置）場所の住所表記が変更した場合に必要となります。届出が必要な変更内容は次表の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　　容 | 項　目 |
| 設置者又は所有者等が法人の場合 | 法人の名称 | 名　称 |
| 法人の代表者の役職 | 　氏　名 |
| 法人の代表者の氏名 | 　氏　名 |
| 法人の主たる事業所の所在地 | 地名又は番地 |
| 設置者又は所有者等が個人の場合 | 個人の氏名（婚姻等の事由により） | 氏　名 |
| 個人の住所 | 地名又は番地 |
| 製造所等の名称 | 　　名　称 |
| 製造所等の設置（常置）場所の住所表記 | 地名又は番地 |

２　一の届出で２以上の製造所等の氏名、名称、地名、番地変更が行えます。その場合は、届出書の「設置許可番号」、「完成検査番号」及び「製造所等の別」の欄に、「別紙」と記入し、同欄に記入すべき事項を別紙にまとめたものを添付して下さい。

３　氏名、名称、地名、番地変更に伴い、予防規程の変更が生じる場合がありますので、「予防規程変更認可申請」を行って下さい。なお、個人名のみの変更の場合は、「変更工事（軽微）届出書」による手続きで認められます。

４　所有権や変更に係る権限等の権利関係が移転する場合は、譲渡又は引渡に該当しますので、「譲渡引渡届書」が必要になります。また、「譲渡引渡届書」による変更の場合でも、上の表に該当していれば「氏名、名称、地名、番地変更届出書」が必要になります。

５　一の内容を変更したことに付随して、他の内容も変更が伴わないか確認して下さい。（例：法人名の変更に伴い、製造所等の名称にも変更が生じていないか等）

【提出時期】

変更があったときは遅滞なく届け出を行うこと。

【提出部数】

１部提出（控えとして保管されたい場合は２部提出）

【添付書類等】

　　※代理者による届け出の場合

　　・委任状

　　※その他、確認のため提出を求める場合があります。

【関連する手続き】

　　・「予防規程制定・変更認可申請書」

　　・「変更工事（軽微）届出書」

　　・「譲渡引渡届書」

【類似する手続き】

　　・「譲渡引渡届書」